

## ○職業紹介事業個人情報適正管理規程

(令和 元年 5月31日制定)

J A江刺有料職業紹介所

(目的)

第1条 この規程は、組合の個人情報保護方針に基づき、有料職業紹介事業にかかる個人情報の取扱いの基本事項を定めたもので、個人情報の保護と適正な利用を図ることを目的とする。

(個人情報取扱者及び責任者)

第2条 有料職業紹介事業に係る個人情報を取り扱う事業所内の職員（以下、個人情報取扱者という。）の範囲は、営農推進部の職員とする。

② 個人情報取扱責任者は営農推進部長とする。

(教育・研修の実施等)

第3条 職業紹介責任者は、個人情報取扱者に対し、個人情報取扱いに関する教育、指導を年1回実施することとする。

② 職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

(本人からの開示請求等への対応)

第4条 個人情報取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人からの情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅延なく行うものとする。また、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があり、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅延なく訂正を行うものとする。

② 個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者への周知に努めることとする。

(苦情対応)

第5条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合、職業紹介責任者が窓口となり、誠意を持って適切な処理をすることとする。

附 則

この規程は、厚生労働大臣の認可を受けた日から施行する。